

【令和6年度版】

自治会長ハンドブック



茂原市マスコットキャラクター
モパリん

「あいさつで つなぐ地域の 思いやり」

令和5年度自治会標語コンクール最優秀賞
二宮小学校 岡村 柚季さん

茂原市自治会長連合会

目 次

自治会とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
自治会の運営について・・・・・・・・・・・・・・・・	2～6
1. 自治会の組織	
2. 自治会の役割	
3. 自治会の運営	
(参考) 会則について、運営の基本、お金の管理	
4. 自治会長の役割	
5. 自治会の法人化	
6. 自治会における個人情報の取り扱い	
茂原市の自治会について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1. 自治会の現状	
2. 自治会の課題と加入促進	
茂原市自治会長連合会について・・・・・・・・・・・・・・・・	8～9
1. 組織図	
2. 機関図	
市から自治会への補助など・・・・・・・・・・・・・・・・	10～14
こんなときは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15～23
市役所などへの問合せ・・・・・・・・・・・・・・・・	24～27
市役所などの電話番号・・・・・・・・・・・・・・・・	28～29
市役所庁舎案内図・・・・・・・・・・・・・・・・	30

自治会とは

自治会とは、私たち住民が地域を基本として、お互いに協力し合い、住み良いまちをつくるために自主的に組織した団体です。

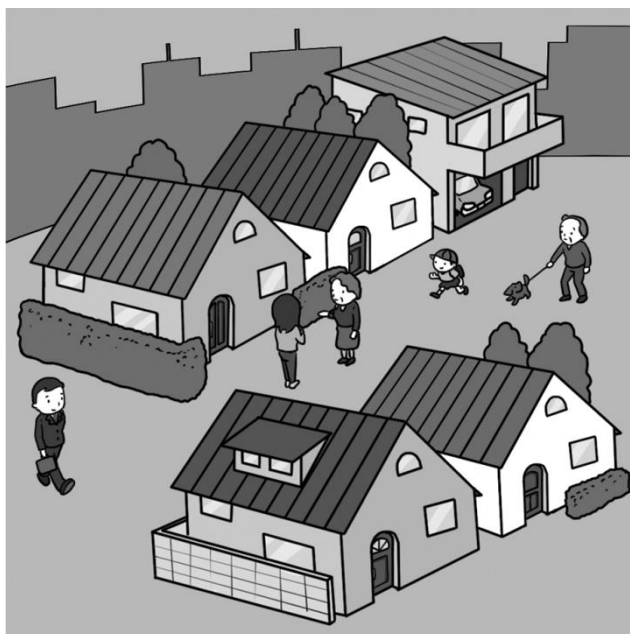
今日の暮らしは多様化し、地域内には環境美化、防災、防犯、交通安全、青少年の健全育成など色々な問題があります。その対応については、家庭で、近隣で、地域で、また行政でと、それぞれの段階で成されなければなりません。

行政の対応には限界があります。また、行政に依存するばかりでは、地域の活性化は生まれません。自らを守る手段として、自らの生活向上のために、行政の及ばない分野において、近隣や地域の責任で、対応していかなければなりません。お互いに支え合い、協力し合うことにより、生活環境の向上と発展が図られ、より暮らしやすいまちづくりが進められます。

平成 28 年 4 月には、「茂原市まちづくり条例」が施行されました。この条例は、まちづくりの担い手である市民等、市及び議会が「情報の共有・参加・協働」というまちづくりの基本原則に基づき、まちづくりを進めていくための基本的なルールとなるものです。

地域を構成する主人公は私たち住民であり、同じ地域に住んでいる者同士が仲良く助け合って暮らしていこうとする考え方は、今も昔も変わっていません。いざという時にはお隣さんや近所の人たちが最も頼りになるものであり、地震などの災害発生時には、近所の人たちの協力や助け合いが被害を最小限にするものです。

そのためには、日頃から親睦を深め、さまざまな交流を通じて、連帯感を培うことが大切です。自治会に加入して、積極的に地域の行事に参加して絆を深め、自ら進んで住み良い環境を築きましょう。



自治会の運営について

自治会は、住民が自主的に組織した「地縁による団体」であり、一定区域に住所を有する者が世帯単位で加入することを原則としています。

また、自治会は、地域住民のコミュニケーションづくりに努め、明るく住みよいまちづくりを目指すとともに、行政に対して住民の声を反映させるなど、地域住民と行政との連絡役として積極的に活動しています。

1. 自治会の組織

共通の認識としては、次のようなことが言えます。

- ①一定の区域を持つ地域団体で、区域内の世帯が加入
- ②個人ではなく、世帯を主体として（事業所等が加わって）組織
- ③住民により自主的に組織された任意団体

2. 自治会の役割

自治会の役割として、次のようなことがあげられます。

①地域のコミュニケーションづくり

地域の住民同士が様々な行事（体育祭、レクリエーション大会、盆踊り、お祭りなど）や日常の近所付き合いを通じて、日頃から住民同士の連携を高めるために大切な役割を果たしています。

②明るく住みよいまちづくり

一人では解決が困難な地域の課題（ごみ、交通安全、公園、防犯、防災、環境美化など）について、地域の住民みんなで考え、協力し、解決するために重要な役割を果たしています。

③助け合いの精神づくりと実践

隣近所同士の声かけや見守りなどにより、一人暮らしや寝たきりの高齢者、身体の不自由な人など、様々な不安を抱え生活している方が安心した生活を送る上で、大切な役割を担っています。

④住民と行政との連絡調整

自治会だけでは解決できない問題も多くあり、これらの解決のために、地域住民の代表として、行政と住民とのパイプ役を担っています。

3. 自治会の運営

自治会は、住民の必要に応じて、親睦、相互扶助、地域課題の共同解決に努め、民主的に運営されなければなりません。

なお、民主的な運営とは、次のようなことが考えられます。

- ①住民にわかりやすい会則づくり
- ②合議制で会議を進め、住民の合意に基づいて運営する
- ③住民の意見発表ができる組織づくり
- ④役割分担ができる組織づくり
- ⑤明朗な予算、決算の報告

○会則について

ポイント！



会則は、運営や活動の基本となる決まりです。自治会の決まりを、会則として目に見える形にすることが大切です。

会則は、運営や活動の基本となる決まりです。自治会の目的や活動内容などを定め、自治会はこの会則に基づいて運営や活動を行います。自治会の決まりを、会則として目に見える形にしておくことは重要です。

また、会則を変えるときは、その内容についてよく話し合うことが重要です。

○運営の基本

ポイント！



自治会が活発に活動を行うためには、会員と役員が互いの立場を理解し合いながら、協力して運営と活動を担うことが大切です。

自治会が、まとまりを保ちながら活発に活動を行うためには、会員一人ひとりが役割を持ち、互いにコミュニケーションを図りながら、運営を進めていくことが大切です。

効果的かつ円滑に自治会を運営していくために、運営や活動を中心になって行う役員を決め、執行体制をしっかりとしたものにする必要があります。

会員と役員が互いの立場を理解し合いながら、協力して運営と活動を担っていくためには、運営のすべてを一部の人だけで決めるようなことがあってはなりませんし、一方で、役員以外の会員は、活動を役員任せにするのではなく、会の活動や運営に積極的に関わることが大切です。

総会などの話し合いでは、その場にいなかった人に会議の様子を伝え、また、後々どのように物事が決まったのかを確認するために、議事録などの記録を残すことが重要です。

○お金の管理

ポイント！



お金は、自治会全体で管理するものです。自治会でルールを決めて、きちんと管理することが大切です。

自治会の活動に必要なお金は、会員から集めた会費などが元手です。したがって、役員全員が会員の貴重なお金を預かっているという意識を持つことはもとより、会員みんなで管理しようという気持ちが大切です。

また、お金が安全に管理され、目的に沿ってきちんと支出されていることが、誰にでも理解できる仕組みづくりが必要です。

そのため、集めたお金は速やかに金融機関の口座へ預金し、帳簿や決算報告書、予算書などの会計書類を備えておくことが大切です。

4. 自治会長の役割

自治会活動の中心となるのが自治会長です。自治会がスムーズに運営、活動できるようにするために、会長の役割は大変重要になってきます。しかしながら、自治会長ひとりで孤軍奮闘するのではなく、役員とコミュニケーションを図りながら、目標達成に向けて対応しましょう。

なお、主な仕事として、次のようなものがあります。

- ①自治会活動の総括
- ②市行政に係る文書の配布
- ③市通達事項の周知伝達
- ④共同募金・社会福祉協議会・日赤活動資金募集などへの協力

また、自治会長の任期は各自治会によって異なりますが、市自治会長連合会としては、「2年任期制」を事業計画の一つに掲げ、各自治会に協力を求めています。

5. 自治会の法人化

以前、自治会は、法律上いわゆる「権利能力なき社団」として位置づけられ、法人格を持ってなかったことから、当該団体の名義での不動産登記ができませんでした。

そのため、不動産の登記名義を当該団体の代表者個人または役員の共有名義としなければならず、当該名義人の死亡による相続問題や、当該名義人の債権者による不動産の差押え等の財産上の問題が生じることがありました。

こうした問題に対処するため、地方自治法の一部が平成3年4月に改正され、不動産を保有しているまたは保有を予定している自治会で、一定の要件に該当する場合は、市町村長の認可により法人格を得られるようになり、当該団体名義での不動産登記などができるようになりました。

また、令和3年11月には、不動産の保有の有無等の条件が外れ、地域コミュニティの形成のみの条件で認可の申請を行うことができるようになりました。

詳しくは、市役所生活課へお問い合わせください。

6. 自治会における個人情報の取り扱い

平成27年9月に個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日に全面施行されました。

改正前は5,000人分以下の個人情報を取り扱う事業者は法の対象外とされていましたが、改正後は全ての事業者（自治会等も含む）に個人情報保護法が適用されます。

従来から、個人情報を適切に取り扱っていれば、大きな負担とはなりませんが、法改正に伴い、法の適用対象となったことから、注意すべき点をお知らせします。

個人情報を集める、保管するときのルール		
タイミング	ルール	会員名簿を作成して配布する場合
個人情報を集める前	個人情報の利用目的をあらかじめ特定する	「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」など、利用目的を特定する必要があります。
本人から個人情報を集めるとき	本人から書面で個人情報を取得する場合には、本人に対して利用目的を明示する	個人情報を集める際に配布する用紙等に、利用目的を記載する必要があります。
個人情報を保管しているとき	集めた個人情報の漏洩防止のために、適切な措置を講じる	自治会等の事務局において盗難・紛失等の無いよう適切に管理する必要があります。又、名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売の禁止などの注意を呼びかけることも必要です。

個人情報を集める、保管するときのルール		
タイミング	ルール	会員名簿を作成して配布する場合
個人情報を保管しているとき	集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、訂正するための手続の方法等を本人の知り得る状態におき、請求に応じて訂正する	個人情報を集めるときに配布する書面に、訂正等に関する問い合わせ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められた場合、適切に対応する必要があります。

個人情報を第三者に提供するときのルール	
ルール	会員名簿を作成して配布する場合
本人以外の者に個人情報を提供する場合はあらかじめ本人の同意を得る。ただし、以下のような場合は除く ・法令に基づく場合 ・人の生命、財産を守る場合 ・委託先に提供する場合	「名簿に掲載される会員に対して配布するため」と伝えた上で、任意に個人情報を提出してもらえば、同意を得たことになります。 また、以下の場合には同意を得なくても、会員以外に名簿を提供できます。 ・警察からの照会 ・災害発生時の安否確認 ・会員名簿の印刷を業者に委託する場合
提供先などを記録し、一定期間保管する。	名簿に配布先の会員名等が記載されているため、名簿そのものを一定期間保管する必要があります。
個人情報を委託先に提供する場合は適切な監督を行う。	名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。 ◆委託先への確認方法の例：情報の持ち出し禁止、委託された業務以外の利用禁止、返却・廃棄等の事項を記載した書面を渡す等 また、個人情報適切に取り扱われているか、委託先の状況を口頭等で確認することも大切です。

よくある質問

Q.個人情報とは？

A.生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものを指します。氏名だけでなく、住所や電話番号、町内会や自治会の役職等も、氏名とひも付けて管理している場合は個人情報になります。

Q.すでに配布した名簿はどの様に取り扱えばいいですか？

A.会の中で認識されている「利用目的」の範囲内で取り扱うのであれば、特段何かを行う必要はありませんが、盗難・紛失等の無いう、適切に管理するようにしましょう。

Q.新たに名簿を作成・配布する場合、変更点の無い会員は、以前取得した情報をそのまま利用することになりますが、その場合どのように取り扱えばいいですか？

A.以前に名簿を作成した際、その会員に対して「利用目的」を伝え、「第三者提供」について同意を得ている場合は、改めて何かを行う必要はありません。

Q.会全体の名簿以外でも、地域や班などの連絡網を作成・配布する場合はどう取り扱えばいいですか？

A.全体の名簿を作成・配布する場合とルールは同じです。「連絡網を作成し、記載されている者に配布する」という利用目的を定め、その利用目的や問い合わせ先を書面等で関係者に伝え、作成した連絡網は安全に管理する、といったことが必要です。

個人情報保護委員会について

個人情報保護委員会は、個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために設置された独立性の高い機関です。個人情報保護法に関するご質問や疑問点がある場合は、下記窓口にご相談ください。

個人情報保護法相談ダイヤル 03-6457-9849

（受付時間 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く 9時30分～17時30分）



茂原市の自治会について

1. 自治会の現状

自治会を世帯数の規模で見ると、最小で 10 世帯未満、最大で 1,000 世帯超と、その規模は様々ですが、100 世帯に満たない自治会が全体の約 7 割を占め、50 世帯に満たない自治会は約 3 割に及びます。

茂原市の自治会は、小規模の自治会が多いのが特徴です。

2. 自治会の課題と加入促進

近年、防災や環境美化などの地域活動の核となる自治会への加入世帯が減少傾向にあり、未加入世帯の解消が課題となっています。

自治会へ加入しない理由は、「近所付き合いがわずらわしい」、「役員になったり行事に参加したりするのが面倒」、「自治会に加入しなくても日常生活に困らない」、「会費が高い」など様々です。

しかし、災害時の助け合いなど、様々な課題に自ら取り組む地域力を高めるため、自治会への加入を促進することが重要です。

茂原市自治会長連合会では、次のようなことに取り組んでいます。

- ①市の広報紙、ウェブサイトによる啓発
- ②市民課及び本納支所窓口において、転入者へ自治会加入促進に関するチラシを配布
- ③開発行為を届け出る開発業者に対し、自治会加入促進に関するチラシを配布
- ④一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会九十九里支部および公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部と協定を締結し、市内の住宅を販売や仲介、賃貸する場合において、当該住宅の入居世帯に対し、自治会加入促進に関するチラシを配布
- ⑤茂原市役所の正面階段に自治会加入促進の看板を設置
- ⑥「茂原市自治会加入促進の手引きハンドブック」を作成して各自治会に配布
- ⑦小・中学生を対象とした「自治会標語コンクール」を開催
- ⑧転入者に対する自治会加入促進事業として、「自治会標語コンクール」の最優秀賞作品を掲載したクリアファイルを配布
- ⑨自治会加入世帯に対し、自治会お楽しみ抽選券を配布、当選者に賞品を贈呈

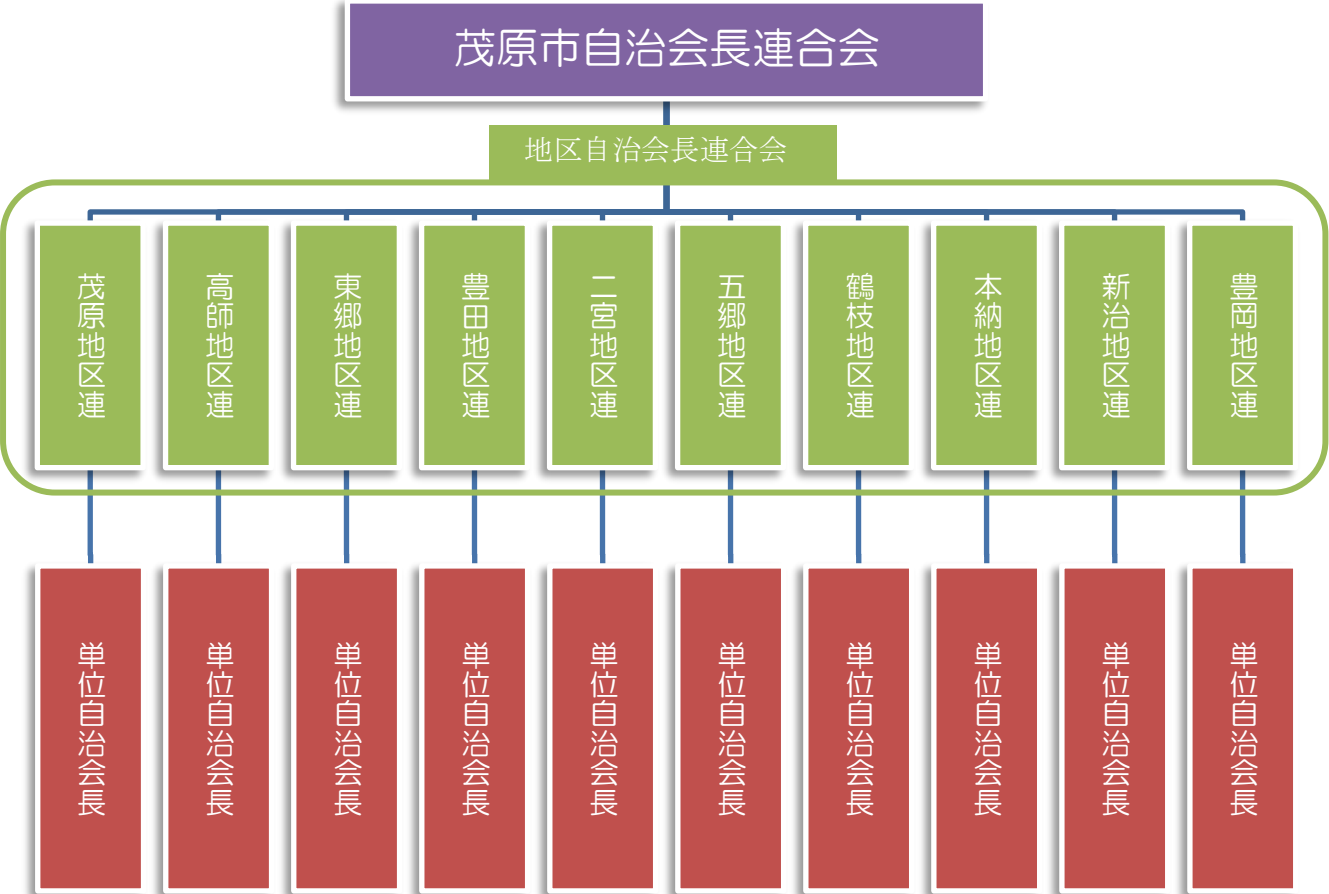


茂原市自治会長連合会について

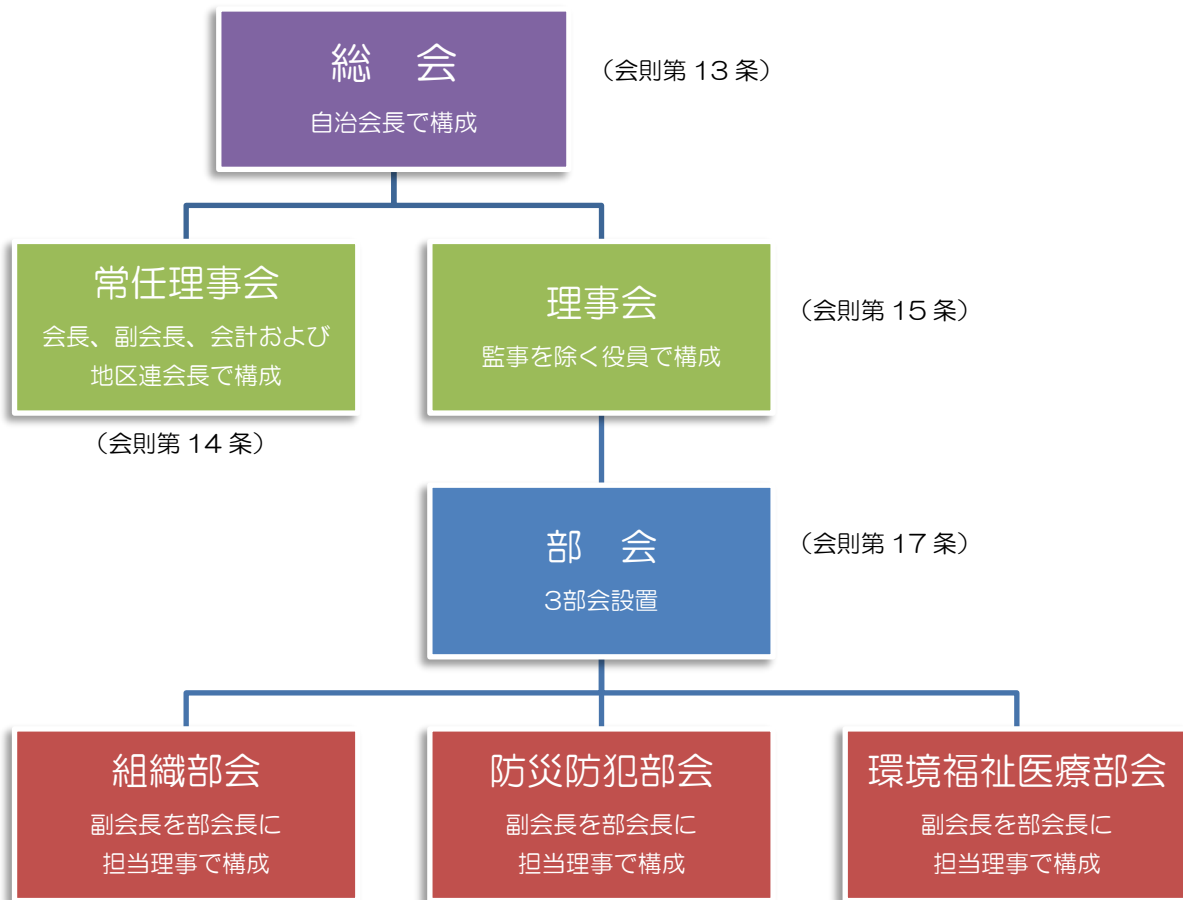
茂原市自治会長連合会は、自治の精神を育み、会員相互の連絡協調と親睦を図り、互いに切磋琢磨して、住みよい市をつくるため、昭和 29 年 4 月に発足しました。

本連合会は、市内の各地区自治会長連合会加盟の自治会長をもって構成されており、年 1 回の総会をはじめ、常任理事会や理事会、専門部会などを開催し、意見交換や情報交換などを行うことにより、自治会活動や地域の活性化を図るとともに、行政との連絡調整役として市政の発展に寄与しています。

1. 組織図



2. 機関図



常任理事（会則第 8 条）

○地区連の会長 10 名

理 事（会則第 8 条）

○地区連から推薦された者 18 名

茂原地区連	5 名	五郷地区連	2 名
高師地区連	1 名	鶴枝地区連	2 名
東郷地区連	3 名	本納地区連	1 名
豊田地区連	1 名	新治地区連	1 名
二宮地区連	1 名	豊岡地区連	1 名

役 員（会則第 9 条）

会長	1 名
副会長	3 名
会計	2 名
監事	2 名（常任理事・理事以外の自治会長の中から総会において選任）

市から自治会への補助など

名 称	自治会長事務委託料
申請時期	4月
内 容	市行政に関する文書の配布や市通達事項の周知伝達、簡易な調査報告などの事務を自治会長に委託しており、当該委託に係る事務費を交付しています。 ※自治会長事務委託料は、自治会長個人にお支払いしていますが、自治会によっては会の経費に充てているところもあるようです。それぞれの自治会の運営の仕方によるものですので、会員皆さんで話し合い、決定してください。
金 額 等	450円×自治会加入世帯数（4月1日時点）
提出書類	○自治会役員等報告書（自治会長の署名） ○総会資料等（自治会加入世帯数のわかるもの） ○委任状（市自治会長連合会会長と一括で委託契約をするため）
要 綱 等	茂原市自治会長事務委託に関する要綱
担 当 課	生活課市民活動支援センター（2階 TEL20-1505）

名 称	集会所整備補助金
申請時期	4月以降の事業実施前
内 容	自治会が行う集会所の建設および修繕事業の費用の一部を補助しています。 ※毎年9月に3年先までの計画を照会しています。予算編成上、修繕事業については1年以上前に、新築事業については2年以上前に申し出てください。修繕事業の場合5万円以上のものが対象となります。 また、この補助金の交付を受けた場合、5年を経過するまで次の補助対象になりません。
金 額 等	【新築】当該経費の5分の1以内で、229万円を限度 【修繕】当該経費の5分の1以内で、27万円を限度
提出書類	○茂原市補助金等交付規則各種様式 ○見積書 ○平面図、立面図および位置図（修繕の場合は、平面図のみ） ○工事請負契約書の写し（新築の場合のみ） ○土地賃貸借契約書の写し（新築かつ該当する場合のみ） ○建築確認済証の写し（新築の場合のみ） ○工事着工前および完了後の写真 ○領収書の写し
要 綱 等	茂原市集会所整備事業補助金交付要綱
担 当 課	生活課市民活動支援センター（2階 TEL20-1505）

名 称	コミュニティ助成事業補助金
申請時期	8月
内 容	一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会所の整備等に助成を行っています。
金 額 等	【一般コミュニティ助成事業】100万円～250万円 【コミュニティセンター助成事業】対象となる事業費の5分の3以内で、1,500万円まで
提出書類	○茂原市コミュニティ助成事業補助金事業計画書 ○茂原市補助金等交付規則各種様式 ○助成申請書 ○見積書
要 綱 等	茂原市コミュニティ助成事業補助金交付要綱
担 当 課	生活課市民活動支援センター（2階 TEL20-1505）

名 称	防犯灯維持管理費補助金			
申請時期	9月			
内 容	自治会で所有し、維持管理している防犯灯の電気料金の一部を補助しています。 ※1灯あたりの補助上限は、高ワットの水銀灯であっても、蛍光灯40ワットまでの電気料金で算定します。また、LED 灯の補助対象は20ワットまでです。 茂原市防犯灯補助金交付要綱第4条（○：補助対象、×：補助対象外）			
	東京電力電気料金区分	蛍光灯等	LED灯	補助金額算出方法
	10Wまで	×	○	料金区分に従い算出
	10Wを越え 20Wまで	×	○	
	20Wを越え 40Wまで	○	×	
	40W越え	○	×	「20Wを越え 40Wまで」の料金区分で算出
金 額 等	4月分の自治会所有防犯灯電気料金×12か月×6割			
提出書類	○電気料金集約分内訳表の写し（9月分：お客様番号が記載されているもの） ○電気料金領収書の写し（該当年度分） ○防犯灯設置位置図			
要 綱 等	茂原市防犯灯補助金交付要綱			
担 当 課	生活課（2階 TEL20-1505）			

名 称	コミュニティ備品の貸出し																																																																																		
申請時期	随時																																																																																		
内 容	地域の祭り、盆踊り、スポーツ大会、レクリエーション、会議等に必要な備品を貸し出しています。 詳しくは、生活課へお問い合わせください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品名</th><th>数量</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">テント</td><td>20</td><td>2間×3間 (3.64m×5.46m)</td></tr> <tr> <td colspan="2">紅白幕</td><td>30</td><td>1間×3間 (1.82m×5.46m)</td></tr> <tr> <td rowspan="4">半てん</td><td>大人</td><td>200</td><td></td></tr> <tr> <td>中学生</td><td>67</td><td></td></tr> <tr> <td>小学生</td><td>63</td><td></td></tr> <tr> <td>幼児</td><td>19</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">プロジェクター</td><td>3</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">ロールスクリーン</td><td>2</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">ワイヤレスアンプセット</td><td>3</td><td>ワイヤレスマイク2本</td></tr> <tr> <td colspan="2">サウンドシステム</td><td>1</td><td>ワイヤレスマイク2本 スピーカー2本 CDプレーヤー</td></tr> <tr> <td colspan="2">宮太鼓</td><td>2</td><td>バチ付き</td></tr> <tr> <td rowspan="2">投光機</td><td>大</td><td>1</td><td>500W4灯 (水銀灯) 発電機付</td></tr> <tr> <td>小</td><td>3</td><td>500W2灯 (ハロゲン灯)</td></tr> <tr> <td colspan="2">コードリール</td><td>3</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">マイクスタンド</td><td>3</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">大鍋</td><td>1</td><td>300人用</td></tr> <tr> <td colspan="2">移動式赤ちゃん休憩室</td><td>2</td><td>おむつ交換台・いす付</td></tr> <tr> <td colspan="2">非接触型体温計</td><td>20</td><td>※電池はご用意ください。</td></tr> <tr> <td colspan="2">アクリルパーティション</td><td>50</td><td>45 cm×45 cm</td></tr> <tr> <td colspan="2">※綿菓子機、ポップコーン機、 かき氷機、焼きそばセット</td><td></td><td>※茂原市社会福祉協議会 (TEL23-1969) へご連絡下さい</td></tr> </tbody> </table>			品名		数量	備考	テント		20	2間×3間 (3.64m×5.46m)	紅白幕		30	1間×3間 (1.82m×5.46m)	半てん	大人	200		中学生	67		小学生	63		幼児	19		プロジェクター		3		ロールスクリーン		2		ワイヤレスアンプセット		3	ワイヤレスマイク2本	サウンドシステム		1	ワイヤレスマイク2本 スピーカー2本 CDプレーヤー	宮太鼓		2	バチ付き	投光機	大	1	500W4灯 (水銀灯) 発電機付	小	3	500W2灯 (ハロゲン灯)	コードリール		3		マイクスタンド		3		大鍋		1	300人用	移動式赤ちゃん休憩室		2	おむつ交換台・いす付	非接触型体温計		20	※電池はご用意ください。	アクリルパーティション		50	45 cm×45 cm	※綿菓子機、ポップコーン機、 かき氷機、焼きそばセット			※茂原市社会福祉協議会 (TEL23-1969) へご連絡下さい
品名		数量	備考																																																																																
テント		20	2間×3間 (3.64m×5.46m)																																																																																
紅白幕		30	1間×3間 (1.82m×5.46m)																																																																																
半てん	大人	200																																																																																	
	中学生	67																																																																																	
	小学生	63																																																																																	
	幼児	19																																																																																	
プロジェクター		3																																																																																	
ロールスクリーン		2																																																																																	
ワイヤレスアンプセット		3	ワイヤレスマイク2本																																																																																
サウンドシステム		1	ワイヤレスマイク2本 スピーカー2本 CDプレーヤー																																																																																
宮太鼓		2	バチ付き																																																																																
投光機	大	1	500W4灯 (水銀灯) 発電機付																																																																																
	小	3	500W2灯 (ハロゲン灯)																																																																																
コードリール		3																																																																																	
マイクスタンド		3																																																																																	
大鍋		1	300人用																																																																																
移動式赤ちゃん休憩室		2	おむつ交換台・いす付																																																																																
非接触型体温計		20	※電池はご用意ください。																																																																																
アクリルパーティション		50	45 cm×45 cm																																																																																
※綿菓子機、ポップコーン機、 かき氷機、焼きそばセット			※茂原市社会福祉協議会 (TEL23-1969) へご連絡下さい																																																																																
金 額 等	無料																																																																																		
提出書類	○コミュニティ備品貸出許可申請書																																																																																		
要 綱 等	茂原市コミュニティ備品貸出しに関する規程																																																																																		
担 当 課	生活課市民活動支援センター (2階 TEL20-1505)																																																																																		



名 称	ごみ集積所整備事業補助金
申請時期	随時（要事前相談）
内 容	自治会またはごみ集積所を管理するために市民により組織化されている自主的団体へ、ごみ集積所の集積箱の購入や修繕、ネット等の購入費を補助します。 ※補助金交付予定総額が予算に達した場合、受付終了します。 詳しくは、環境保全課へお問合せください。 
金 額 等	集積所や集積箱の整備：対象経費の1／2ただし上限5万円(千円未満切捨) ネットの購入：対象経費の1／2ただし上限5千円(百円未満切捨)
提出書類	整備、購入前に次のものを用意し、事前に環境保全課へご相談ください。 ○位置図 ○見積書（購入金額がわかるもの）
要 綱 等	ごみ集積所整備事業補助金交付要綱
担 当 課	環境保全課（6階 TEL20-1504）

名 称	草刈機、消毒機の貸出し
申請時期	随時
内 容	自治会やボランティア団体が行う町内清掃の際に、草刈機と消毒機を貸し出しています。 【貸出】使用日当日に指定場所で貸出 ただし、使用日が土・日の場合は金曜日、祝日の場合は前日 【貸出数】草刈機、消毒機ともに5台まで 【返却】使用日当日または翌日に指定場所へ返却 ただし、使用日が金・土・日の場合は月曜日 ※消毒機は、個人への貸し出しを行っていません。草刈機は、土地所有者などの個人にも貸し出します。 薬剤、燃料、機械破損時の修繕料は、使用者負担となります。
金 額 等	無料
提出書類	○申請書
要 綱 等	
担 当 課	環境保全課（6階 TEL20-1504）

名 称	公民館、福祉センター、東部台文化会館使用料の減免
申請時期	随時
内 容	市または教育委員会が必要と認める団体が鶴枝公民館、本納公民館、福祉センター、東部台文化会館（音楽ホールを除く）を使用する場合、その使用料について、一定の割合で減免します。
金 額 等	自治会関係…10 割減免
提出書類	○茂原市公民館使用申請書 ○茂原市福祉センター使用申請書・茂原市福祉センター使用料減免申請書 ○東部台文化会館使用許可申請書 ○東部台文化会館体育センター使用許可申請書
要 綱 等	茂原市公民館管理に関する規則 茂原市福祉センターの管理及び運営に関する規則 茂原市福祉センター使用料の減免の対象者となる使用者に関する要綱 東部台文化会館の管理及び運営に関する規則
担 当 課	鶴枝公民館（TEL25-1834）、本納公民館（TEL34-2349） 総合市民センター（TEL24-9511）、二宮福祉センター（TEL26-3740） 豊田福祉センター（TEL26-1105）五郷福祉センター（TEL25-7880） 豊岡福祉センター（TEL34-8321）、東郷福祉センター（TEL25-5882） 東部台文化会館（TEL23-8711）



茂原市マスコット
キャラクター「モバリん」

～茂原市の基本情報を紹介します～

- ・市制施行 昭和27年4月1日
- ・面 積 99.92km²
- ・人 口 86,305人 （令和6年4月1日現在）
- ・市 の 花 コスモス （平成9年10月20日指定）
- ・市 の 木 つつじ （昭和45年11月10日指定）
- ・市民の日 4月1日 （平成14年5月25日制定）
- ・姉妹都市 オーストラリア ソルズベリー市

こんなときは

【質問１】防犯灯の新設を要望したいのですが

防犯灯は、夜間における交通安全および犯罪の発生を防止するため、市が設置するものです。

防犯灯の設置基準は、新たに設置しようとする箇所と既に設置してある箇所との距離が、原則として 50 メートル以上離れていること、かつ次の各号に適合する場合に設置できるものとします。

- ①一般に公道とみなされる道路であり、原則として行き止まり道路でない箇所
- ②通常、安全度の高い道路であっても付近に人家が少なく、このため防犯上危険と認められる箇所
- ③犯罪や事故などが発生した、または発生するおそれがあるため、設置の要望があった箇所
- ④前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めた場合

防犯灯の新設を要望する方は、市に申請書を提出してください。申請書は、生活課および本納支所にあります。

防犯灯の新設については、原則として毎年度２回（２月１日～７月末受付分、８月１日～１月末受付分）、予算の範囲内で新設工事の発注を行います。

※東電柱またはＮＴＴ柱への共架が基本となります。また、工事の際に、東京電力による配線工事や土地所有者の承諾が必要となる場合がありますので、工期が長くなることもあります。

詳しくは、生活課へお問い合わせください。



問合せ先	生活課（TEL20-1505）
------	-----------------

【質問２】防犯灯が点灯しないのですが

防犯灯には、自治会で設置したものと市で設置したものがありますが、市で設置した防犯灯が点灯しないなどの異常がある場合は、市で修理しますので、生活課までご連絡ください。

なお、ご連絡の際には、異常のある防犯灯が付いている電柱番号をお知らせください（電柱の高さ２mくらいの位置のプレートに書かれています。）

※自治会所有の防犯灯につきましては、各自治会で修理をお願いします。

詳しくは、生活課へお問い合わせください。



問合せ先	生活課（TEL20-1505）
------	-----------------

【質問3】自治会所有の防犯灯を市に移管したいのですが

各自治会で所有している防犯灯が、蛍光灯でなくLED灯（日本製）で、かつ、電灯料金の区分が10ワットまでのものであることや、防犯灯と防犯灯の距離が50メートル以上あることなど、新設の基準に適合するものに限り、市に移管することができます。

移管を希望する場合は、必ず事前に生活課へご相談いただいてから、毎年2月末までに申請書を提出してください。

詳しくは、生活課へお問い合わせください。



問合せ先	生活課（TEL20-1505）
------	-----------------

【質問4】市の文書配布について伺いたいのですが

市では、市民の皆さんへ行政事務の連絡などを行うため、自治会長に毎月文書配布をお願いしています。

配布するものは、市からの「お願い」や「ご案内」、外郭団体が発行する会報などです。基本的には、毎月第1木曜日（午前中）を配布日としていますが、年末年始や連休など、変更になる場合もあります。

なお、茂原市発以外の文書であっても、警察署など行政諸官庁の発送する文書の配布につきましては、出来るだけご協力ください。

また、各自治会長宅に市を通さず直接届けられる商行為のチラシなど、茂原市発の文書以外の配布については、各自治会で判断してください。

詳しくは、生活課へお問い合わせください。



問合せ先	生活課市民活動支援センター（TEL20-1505）
------	---------------------------

【質問5】自治会で防犯パトロールをしたいのですが

市では、自主的な防犯活動をする自治会などの団体を「自主防犯団体」として登録する制度を用意しています。登録団体の構成員の方で、活動中に事故が起こった際には、ボランティア活動保険の対象となります。

詳しくは、生活課へお問い合わせください。



問合せ先	生活課（TEL20-1505）
------	-----------------

【質問6】 自主防災組織について伺いたいのですが

私たちのまちに大災害が発生したら・・・建物の倒壊や、電話の不通、道路事情の悪化、火災の延焼などにより都市機能は分断され、市や防災機関による消火活動、救出救護などの防災活動が十分に果たせなくなることが考えられます。

阪神淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震では、交通や通信機能などが混乱し、行政による救助や消防活動の機能は著しく低下しました。このため、人命救助や初期消火活動のほとんどが、家族・隣人などの地域の力によって行われました。このことから、自主防災組織の必要性が再認識されました。

自主防災組織とは、「わがまちは、わが手で守る」という、地域の皆さんの自衛意識と連帯感に基づいて地域内で結成される防災組織のことです。災害時には、初期消火・安否確認・けが人の救出救護・避難誘導など、地域の中心となって自主的に防災活動を行います。また、避難所を開設したときには、炊き出しや救助物資の配布などを中心となって行います。このため平常時には、地域特性などを把握し、効果的な防災活動について地域の人たちで相談し、協力体制を構築し、災害に備えて地域ぐるみの訓練を積み重ねます。これにより、地域の防災力を高めることができます。

市では、既存の自治会単位での自主防災組織の設立を提唱しており、設立にあたっての相談対応や、職員による出前講座の実施、防災資機材の譲渡または貸与などを行っています。

詳しくは、防災対策課へお問い合わせください。

問合せ先	防災対策課（TEL36-7580）
------	-------------------

【質問7】 ゴミと資源の分け方・出し方（＝ごみカレンダー）をもらいたいのですが

ゴミと資源の分け方・出し方（＝ごみカレンダー）は、毎年3月の文書配布時に、自治会長に配布をお願いしています。

また、不足や紛失等の場合は、環境保全課・生活課で全地区分を、本納支所で本納、新治、豊岡地区等を配布しています。なお、環境保全課ウェブページでも閲覧・印刷できます。

詳しくは、環境保全課へお問い合わせください。



問合せ先	環境保全課（TEL20-1504）
------	-------------------

【質問8】 ごみ集積所の不適正排出について

集積所の日常管理は管理者である自治会が行うこととなっておりますが、タイヤや家電製品などの処理困難物や引っ越しによる大量の粗大ごみなど、日常的な管理の範疇を超えるような不適正なごみが排出された場合は、環境保全課にご相談いただければ対応します。

詳しくは、環境保全課へお問い合わせください。

問合せ先	環境保全課（TEL20-1504）
------	-------------------

【質問9】ごみ集積所について伺いたいのですが

1. ごみ集積所の設置・変更・廃止の手続き

環境保全課の窓口で、申請してください。

2. 管理者の変更・廃止について

環境保全課の窓口で、申請してください。

3. ごみ集積所の設置基準

原則として、以下の基準があります。

- ①使用世帯が20戸以上（但し、アパート等の集合住宅は除く）であること
- ②ごみ収集車（4t車）および収集作業員が円滑に収集でき、交通上支障のない場所であること
- ③維持管理が適正に実施されると認められる場所であること
- ④他からの苦情がないと認められる場所であること
- ⑤その場所の土地の所有者、または管理者の同意を得ること



4. ごみ集積所看板の提供

環境保全課の窓口で、申請してください。

詳しくは、環境保全課へお問い合わせください。

問合せ先

環境保全課（TEL20-1504）

【質問10】リサイクル回収について伺いたいのですが

1. リサイクル回収の方法

ごみ集積所において、資源ごみの収集日に月2回収集を行っています。

2. 回収用の用具の種類

○空きビン用⇒コンテナ

○空き缶用⇒青色ネット袋

○ペットボトル用⇒緑色ネット袋

○スプレー缶⇒黄色ネット袋

※それぞれの用具の数は、実績に合わせて配置します。



3. 回収用の用具の設置日

回収日の前日に設置します。ただし、回収日が月曜日の自治会は前週の土曜日までに設置します。

※リサイクル報償金については令和3年度をもって終了しました。

詳しくは、環境保全課へお問い合わせください。

問合せ先

環境保全課（TEL20-1504）

【質問 1 1】生ごみ処理機などについて伺いたいのですが

市では生ごみ処理機等の購入に対する補助をおこない、ごみの減量化にむけて取り組んでいます。

【対象となる製品及び補助額、補助基数】

1. 生ごみ処理機（電動・手動）
購入額の 1 / 2（百円未満切捨て。上限 1 万 8 千円）
一世帯あたり 5 年に 1 基
2. 生ごみ堆肥化容器（コンポスター、EM 容器）
購入額の 1 / 2（百円未満切捨て。上限 2 千 5 百円）
一世帯あたり 5 年に 2 基

【対象者】

茂原市内に住所を有し、現に居住していること、市税を滞納していないこと、販売店等より新品を購入していること、堆肥化されたものを自ら処理できること

【必要書類】

申請書、印鑑、領収書の写し、身分証明書の写し（茂原市に住所を有することがわかるもの）、通帳の写し、設置後の写真、納税証明書、取扱い説明書または品質保証書の写し

※補助金交付予定総額が予算に達した場合、受付終了します。

※令和 4 年度末で、コンポスター・EM 容器の助成販売は終了しました。

詳しくは、環境保全課へお問い合わせください。



問合せ先

環境保全課（TEL20-1504）

【質問 1 2】モバリんの着ぐるみを借りることはできますか

市ではモバリんの着ぐるみを貸し出しています。自治会や学校、社会福祉法人などのイベントでモバリンを登場させてはいかがでしょうか。

着ぐるみの貸し出しを希望する場合は、「モバリん」着ぐるみ借受申請書を商工観光課へ提出してください。なお、申請は、貸し出し日の前月 1 日からできます。

詳しくは、商工観光課へお問い合わせください。



問合せ先

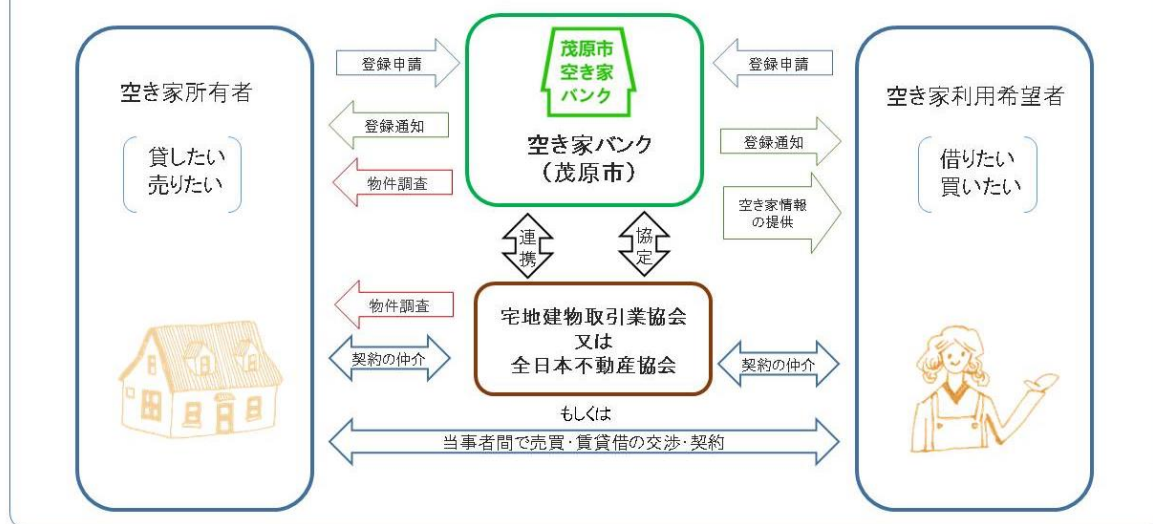
商工観光課（TEL20-1528）

【質問13】空き家バンクってなんですか

空き家バンクは、空き家を有効活用することにより、市内への移住・定住の促進及び地域の活性化を図る目的で、空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けて登録した物件情報を、市ウェブサイト等を通じて公開し、空き家の利用を希望する方に紹介を行う制度です。

詳しくは、建築課へお問い合わせください。

空き家バンクの仕組み



問合せ先

建築課 (TEL20-1588)

【質問14】信号機やカーブミラー、ガードレールなどを設置してもらいたいのですが

信号機、横断歩道、一時停止などの交通安全施設の設置については、茂原警察署または土木管理課へ自治会長名で要望書を提出してください。

カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設は、市道への設置は土木管理課へ、国県道への設置は長生土木事務所維持課へ、自治会長名で要望書を提出してください。

また、交通安全広報、教育、行事についての要望や意見などがありましたら、生活課へご相談ください。

資機材		問合せ先
・ 信号機、横断歩道など、主に規制に関わるもの		茂原警察署 (TEL22-0110) または 土木管理課 (TEL20-1537)
・ カーブミラー、ガードレールなど	市道	土木管理課 (TEL20-1537)
	国県道	長生土木事務所維持課 (TEL24-4564)
交通安全広報、教育、行事についての要望や意見		生活課 (TEL20-1505)

問合せ先

資機材の種類によって異なります

【質問１５】側溝清掃土の処理等について伺いたいのですが

側溝清掃土の収集は、原則として清掃日の翌日（土曜日に清掃した場合は、翌々日の月曜日）となっていますので、あらかじめ清掃日の連絡をお願いします。

この場合、空き缶、空き瓶、ビニール類、発砲スチロール、草または木の枝葉は処理できませんので、分別して、ゴミの収集日にゴミとして処理してください。

蓋の開閉については、開閉用の蓋上げ機を貸し出していますので、蓋のサイズ（長さ 50 cm 用と 60 cm 用があります）を確認の上、土木管理課へ予約をしてください。また、蓋が開けられないなどで側溝清掃が出来ない場合も、土木管理課へご相談ください。

詳しくは、土木管理課へお問い合わせください。



問合せ先	土木管理課（TEL20-1537）
------	-------------------

【質問１６】不動産業者や工事業者から問い合わせが来たのですが

生活課窓口では、不動産業者や工事業者から自治会長の連絡先の確認を求められた場合、あらかじめ提出していただいた「自治会役員等報告書」における同意に基づき、各事業者に提供しています。

① ライフライン（電気・ガス・水道）等の公共的事業者や工事等を行う業者

各ライフライン事業者が、自治会の区域内で工事等を実施する場合に、道路の通行止め等の情報を住民の皆様に周知するため、自治会長との連絡を必要とする場合があります。市で行う文書配布（毎月第 1 木曜日）のタイミングと一致しない場合もありますが、住民の安全確保のため、可能な範囲でご周知をお願いします。

② 不動産物件に関わる事業者

不動産の売買に関わる不動産業者や、宅地の開発に携わる事業者、太陽光発電設備の設置事業者、家屋の建築に携わる建設業者等が、自治会長との連絡を必要とする場合があります。

新たな転入者の自治会加入を促進するためにも、自治会費や自治会運営の問い合わせ等がありましたら、丁寧な対応をお願いします。

また、宅地の開発や家屋の建築の際には、排水施設の管理者の同意が必要となる場合があります。

自治会や水利組合で管理している排水施設への排水同意については、事業者の説明をお聞きになり、同意できる場合はご協力をお願いします。

内容	問合せ先
・宅地開発指導に関すること、太陽光発電設備等の指導に関すること	都市計画課（TEL20-1546）
・建築確認申請に関すること	建築課（TEL20-1588）
・水利組合に関すること	農政課（TEL20-1526）
・排水路に関すること	土木管理課（TEL20-1537）
・自治会に関すること	生活課（TEL20-1505）

問合せ先	お問い合わせの内容によって異なります
------	--------------------

【質問17】募金について伺いたいのですが

1. 募金の種類と目的

① 日本赤十字社活動資金募集（5月～6月末）

日本赤十字社では、毎年5月を「赤十字運動月間」として、活動資金を募集しています。皆さんから納付された活動資金によって、日本赤十字社全体の事業のほか、地域における災害救護や献血事業が行われています。

詳しくは、社会福祉課地域福祉係へお問い合わせください。

② 社会福祉協議会会員募集（会員募集・6月～）

社会福祉協議会（社協）は、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指し、地域福祉の推進のために組織された、非営利の民間福祉団体です。

社協会費は、在宅で寝たきりの高齢者や障がいのある方への支援（紙おむつの支給・訪問理髪サービス）、ひとり暮らし高齢者等の見守り型食事サービス、ボランティア活動の支援、地域の支え合い活動の支援（サロン活動や世代間交流などの地区社協活動）など、市内の地域福祉活動に役立てられています。社協会費を通じて、社協活動への参加、地域福祉活動の発展、活性化にご協力をお願いします。

詳しくは、社会福祉協議会へお問い合わせください。

③ 共同募金

募金種類	運動期間	募金の配分先
赤い羽根共同募金	10/1～3/31	市内及び県内の福祉団体、被災者
歳末たすけあい募金	12/1～12/31	市内の福祉団体、要支援世帯

共同募金には、2種類の募金があります。これらの募金は、市民の皆さんの善意に支えられ、市内（一部県内を含む）で、生活困窮者・子供・高齢者・障がいのある方に向けた取り組み、福祉関係団体の活動、火災・災害に対する支援など、地域の身近な福祉活動に役立てられています。

詳しくは、社会福祉協議会へお問い合わせください。

④ 緑の募金

森林は、水のふるさと、心のふるさとであり、人類共通の財産です。森林の育成管理は、林業者や山村の人々だけに委ねておくだけではなく、国民一人ひとりが森林を自分のものと考え、それぞれの立場と可能な方法で、森林づくりへ参加することが差し迫った国民的課題となっています。また、地球的規模で森林の減少が進行し、熱帯林の再生や砂漠化の防止に対する関心も高まっています。

「緑の募金」運動は、このような現状の中で、全国的に幅広く緑化思想の普及・啓蒙を図り、人類共通の財産である森林や緑を将来にわたって維持していこうという趣旨のもと、実施している募金です。詳しくは、農政課へお問い合わせください。

募金種類		問合せ先
① 日本赤十字社活動資金募集		社会福祉課地域福祉係(TEL20-1571)
② 社会福祉協議会会員募集		社会福祉協議会(TEL23-1969)
③ 共同募金	赤い羽根共同募金	
	歳末たすけあい募金	
④ 緑の募金		農政課(TEL20-1526)

2. 募金の方法

募金方法については、自治会を通じて集める戸別募金が主です。その他に、街頭募金、個人や企業・職場での募金活動などが実施されています。

募金活動の趣旨からすれば、個々の世帯から自主的に募るのが本来の姿ですが、強制感やお付き合い募金といった意識を変えることにより、効果的な募金活動ができるよう、住民の多数が参加している自治会に協力をお願いしているのが現状です。



問合せ先

募金の種類によって異なります

豆知識

。茂原市内では、四季を通じて、さまざまな行事が行われています。

3～4月・・・茂原桜まつり（茂原公園・ショッピングプラザアスモ）

5月・・・福祉こどもまつり（総合市民センター）

市民美術展（茂原市立美術館・郷土資料館）

6月・・・緑ヶ丘リレーマラソン（二宮小・緑ヶ丘地区周回道路）

7月・・・茂原七夕まつり（茂原駅周辺商店街）

8月・・・書道協会展（茂原市立美術館・郷土資料館）

大相撲鍛山部屋ふれあい相撲（茂原市市民体育館相撲場）

9月・・・茂原秋まつり（茂原駅周辺）

10月・・・市民体育祭（市内各所）

もばらタッチバレーボール千葉県大会（茂原市市民体育館）

11月・・・茂原市産業まつり（市内）

茂原市文化祭（市内各所）

1月・・・つつじマラソン（県立長生の森公園）

2月・・・もばら冬の七夕まつり（茂原ショッピングプラザアスモ周辺）

3月・・・茂原市スポレク祭（茂原市市民体育館）

毎月4と9が付く日（4,9,14,19,24,29日）・・・六斎市（昌平町）



市役所などへの問合せ

市民生活

内 容	担当課等	電話番号
住民票や印鑑証明に関すること	市民課	20-1502
国民年金に関すること	国保年金課	20-1503
国民健康保険に関すること	//	//
後期高齢者医療に関すること	//	//
交通災害共済、交通安全講習会に関すること	生活課	20-1505
防犯灯に関すること	//	//
市民相談に関すること	//	//
市民活動、ボランティアに関すること	生活課市民活動支援センター	//
消費生活相談に関すること	生活課消費生活センター	20-1101
市民バス、デマンド交通に関すること	都市計画課	20-1546
茂原駅南口公共駐車場に関すること	//	//
放置自転車、自転車駐車場に関すること	//	//
自転車駐車場の利用に関すること	茂原市シルバー人材センタ ー（指定管理者）	25-4140
茂原駅南口公共駐車場の利用に関すること	タイムズ 24(株)（指定管理者）	0120-77-8924
広報もばらに関すること	秘書広報課	20-1512
防災行政無線に関すること	防災対策課	36-7580
防災行政無線の内容確認	フリーダイヤル	0120-438-119
自主防災組織に関すること	防災対策課	36-7580
市営住宅に関すること	建築課	20-1588

税 金

内 容	担当課等	電話番号
市県民税・軽自動車税に関すること	市民税課	20-1577
市税等証明に関すること	//	//
市税の口座振替に関すること	収税課	20-1578
土地・家屋・償却資産の評価に関すること	資産税課	20-1579

生活環境

内 容	担当課等	電話番号
ごみ処理に関すること	環境保全課	20-1504
道路上の動物の死骸処理に関すること	//	//
資源ごみの分別回収に関すること	//	//
狂犬病予防に関すること	//	//
空き地の雑草に関すること	//	//
衛生害虫（蚊、ハエなど）に関すること	//	//
空家対策に関すること	建築課	20-1588
都市公園に関すること	都市整備課	20-1548
し尿の収集に関すること	長生都市広域市町村圏組合環境衛生課	23-4944

住民福祉

内 容	担当課等	電話番号
民生委員児童委員に関すること	社会福祉課	20-1571
日本赤十字社に関すること	//	//
生活保護に関すること	//	//
障害者福祉に関すること	障害福祉課	20-1666
介護保険に関すること	高齢者支援課	20-1572
老人福祉施設（特別養護老人ホームなど）に関すること	//	//
保育所に関すること	保育課	36-5656
児童手当に関すること	子育て支援課	20-1573
ひとり親家庭に関すること	//	//
予防接種に関すること	健康管理課	20-1574
乳児相談、幼児健診に関すること	子育て支援課 保健センター	20-1573 25-1725
休日夜間の急病時（20時～23時）	長生都市夜間急病診療所	24-1010
休日夜間の急病時（19時～翌6時）	テレホンガイダンス	24-1011
献血に関すること	千葉県赤十字血液センター	047-457-9927

産業経済

内 容	担当課等	電話番号
農地の権利等に関すること	農業委員会事務局	20-1530
農林畜産業の振興に関すること	農政課	20-1526
農道、林道、農業用排水路に関すること	//	//
農業集落排水に関すること	//	//
野生獣による農地の被害に関すること	//	//
商工業の振興に関すること	商工観光課	20-1528
観光行事、観光案内に関すること	//	//
観光協会に関すること	茂原市観光協会（商工観光課内）	36-7595

都市政策

内 容	担当課等	電話番号
都市計画に関すること	都市計画課	20-1546
開発行為等に関すること	//	//
交通政策に関すること	//	//
建築確認申請に関すること	建築課	20-1588
区画整理に関すること	都市整備課	20-1548
下水道に関すること	下水道課	23-3128
上水道に関すること	長生郡市広域市町村圏組合水道部	23-9491

土木政策

内 容	担当課等	電話番号
道路の新設改良（拡幅、舗装、排水、歩道）、 橋梁新設に関すること	土木建設課	20-1536
都市計画街路事業の認可申請・用地の取得・施 工に関すること	//	//
首都圏中央連絡自動車道・国県建設の促進・支 援に関すること	//	//
スマートインターチェンジに関すること	//	//
準用河川の整備に関すること	//	//
内水対策の計画・整備に関すること	//	//
排水路の計画・整備に関すること	//	//
道路・水路の境界確定に関すること	土木管理課	20-1537
道路・水路の占用、掘削許可等に関すること	//	//
道路・水路・橋梁の維持修繕に関すること	//	//
カーブミラーの設置に関すること	//	//
側溝清掃土の回収に関すること	//	//
道路照明灯に関すること	//	//
雨水貯留施設等の設置費補助金に関すること	//	//
道路上に張り出した樹木の管理依頼に関する こと	//	//

教育文化

内 容	担当課等	電話番号
幼稚園に関すること	学校教育課	20-1558
小中学校に関すること	//	//
小中学校の体育館などの利用に関すること	体育課	20-1575
生涯学習に関すること	生涯学習課	20-1559
市民カレッジ、職員出前講座に関すること	//	//
子ども会、青少年相談員、青少年育成茂原市民会議に関すること	//	//
芸術文化、文化財に関すること	//	//
郷土の文化資料に関すること	美術館・郷土資料館	26-2131
姉妹都市、国際化の推進、国際交流協会、男女共同参画に関すること	企画政策課	20-1651
青少年の相談に関すること	青少年指導センター	22-4466

そ の 他

内 容	担当課等	電話番号
選挙に関すること	選挙管理委員会事務局	20-1529
市議会の傍聴に関すること	議会事務局	20-1585
監査に関すること	監査委員事務局	20-1560
空き家バンクに関すること	建築課	20-1588
映画やテレビドラマ等の撮影に関すること	商工観光課	20-1528
消防団に関すること	消防本部	24-0119
火災速報の確認	テレホンサービス	25-4411

豆知識

～次のようなモバリんグッズが販売されています～

- ・フェイスタオル
- ・えんぴつ
- ・マグネット
- ・ネックホルダー
- ・ピンバッジ
- ・モバリんテーマソング CD
- ・クリアファイル
- ・ぬいぐるみストラップ
- ・カードケース
- ・ファスナーポーチ
- ・ボールペン
- ・シャープペン

■モバリんグッズ販売店（店舗によって取り扱いグッズが異なります）
茂原市役所商工観光課（6階）、旬の里ねぎぼうず

市役所などの電話番号



市役所代表番号 0475-23-2111

部課名	電話番号	FAX 番号	部課名	電話番号	FAX 番号
総務部			経済環境部		
総務課	20-1519	20-1602	農政課	20-1526	20-1604
秘書広報課	20-1512	20-1601	商工観光課	20-1528	
職員課	20-1518	20-1602	環境保全課	20-1504	
管財課	20-1520		都市建設部		
防災対策課	36-7580		土木建設課	20-1536	20-1605
企画財政部			土木管理課	20-1537	
企画政策課	20-1516	20-1603	都市整備課	20-1548	
財政課	20-1517		都市計画課	20-1546	20-1606
市民税課	20-1577	20-1609	建築課	20-1588	
資産税課	20-1579		下水道課 (川中島下水処理場内)	23-3128	23-3126
収税課	20-1578		教育委員会（教育部）		
市民部			教育総務課	20-1557	20-1607
生活課	20-1505	20-1600	学校再編推進室		
市民活動支援センター			学校教育課	20-1558	
消費生活センター			20-1101	体育課	
市民課	20-1502		生涯学習課	20-1559	
国保年金課	20-1503		委員会等		
健康管理課	20-1574		会計課	20-1576	20-1609
福祉部			議会事務局	20-1585	20-1611
社会福祉課	20-1571	20-1610	選挙管理委員会事務局	20-1529	20-1604
障害福祉課	20-1666		農業委員会事務局	20-1530	
高齢者支援課	20-1572		監査委員事務局	20-1560	20-1607
地域包括支援室	20-1583	20-1606	【各課へのお問い合わせフォーム】 http://www.city.mobara.chiba.jp/soshiki_list.html		
子育て支援課	20-1573				
こども家庭センター					
保育課	36-5656				





機関名	電話番号	FAX 番号	機関名	電話番号	FAX 番号
【出先機関】			【その他の機関】		
本納支所	34-2111	34-4113	社会福祉協議会	23-1969	23-6538
保健センター	25-1725	25-1865	シルバー人材センター	25-4140	24-1196
総合市民センター	24-9511	23-7444	長生郡市広域市町村圏組合		
豊岡福祉センター	34-8321	34-8321	事務局	23-0107	24-1144
五郷福祉センター	25-7880	25-7880	消防本部	24-0119	24-1725
豊田福祉センター	26-1105	26-1105	火災テレホンサービス	25-4411	
東郷福祉センター	25-5882	25-5871	夜間急病診療所	24-1010	
二宮福祉センター	26-3740	26-3741	環境衛生課	23-4944	26-1113
東部台文化会館	23-8711	23-9767	水道部	23-9491	23-9440
学校給食センター	24-6920	23-4218	長南聖苑	46-3525	46-3526
本納公民館	34-2349	34-2302	公立長生病院	34-2121	34-4710
鶴枝公民館	25-1834	26-2220	千葉県年金事務所 茂原分室	23-2530	
図書館	23-6151	25-6136	長生地域振興事務所	22-1711	
青少年指導センター	22-4466	22-0080	茂原県税事務所	22-1721	
社会教育センター	22-5090		長生土木事務所	24-4521	
美術館・郷土資料館	26-2131	26-2132	長生保健所 (長生健康福祉センター)	22-5167	
市民体育館	23-2811	25-9351	千葉地方法務局茂原支局	24-2188	
			茂原警察署	22-0110	
			茂原税務署	22-2166	

市役所庁舎案内図



【行政棟】

10	職員厚生室 組合事務室
9	教育長室 教育総務課(学校再編推進室) 学校教育課 体育課 生涯学習課 監査委員事務局
8	都市計画課 建築課 子育て支援課(こども家庭センター) 保育課
7	土木建設課 土木管理課 都市整備課
6	農政課 商工観光課 環境保全課 農業委員会事務局 選挙管理委員会事務局
5	会議室(501・502・503・505) 入札室(504)
4	企画政策課 財政課 職員課 総務課 防災対策課 管財課 記者室
3	市長室 副市長室 秘書広報課
2	生活課(消費生活センター・市民活動支援センター) 市民課 国保年金課 健康管理課
1	総合案内 会議室(101※・102) 行政資料室 フリースペース・コワーキングスペース(旧食堂) 守衛室

【議会棟】

全員協議会室 委員会室
議会事務局 議場 正副議長室 議員控室
市民税課 資産税課 収税課 社会福祉課 障害福祉課 高齢者支援課(地域包括支援室) 会計課 指定金融機関

※1 階 101 会議室内にあった千葉年金事務所茂原分室は、令和 2 年 3 月に茂原サンヴェルプラザ 1 階(茂原駅前)に移転しました。

※8 階下水道課は、令和 5 年 5 月に川中島下水処理場に移転しました。

自治会長ハンドブック

編集 茂原市自治会長連合会

発行 茂原市自治会長連合会事務局
(茂原市市民部生活課市民活動支援センター)
〒297-8511 茂原市道表1番地
TEL 0475-20-1505
FAX 0475-20-1600
Eメール seikatu@city.mobara.chiba.jp